

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年10月21日(月曜日)

号外第31号

目次	ページ
○条例 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例(警察・交通総務課)	2

## 本号で公布された条例のあらまし

### 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

- 1 道路交通法の一部改正に伴い、免許証の更新を受けなかった者に係る運転経歴証明書交付手数料について新たに徴収することとした。(別表第1関係)
- 2 道路交通法施行令の一部改正に伴い、運転免許試験等の事務に係る手数料を改定することとした。(別表第1関係)
- 3 その他規定の整備を行うこととした。(別表第1関係)
- 4 この条例は、令和元年12月1日から施行することとした。ただし、(3)については、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例の施行に際し必要な経過措置を定めることとした。



購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部三六〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市 中区 日本大通一  
神奈川県政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五―二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

条 例

神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月21日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第42号

神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「第104条の4第6項」の次に「(法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同表7の項中

1,550円
1,900円

を

1,550円
1,900円

に、

1,550円
1,900円

1,750円
1,900円

を

1,750円
1,900円

に、

1,750円
1,900円

1,900円
1,500円

を

1,900円
1,500円

に、

1,900円
1,500円

を

1,700円
--------

1,700円
1,900円

を

1,900円
(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円)

に改め、同表10の項

中

第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	2,050円
	(法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)

を

第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,700円
	(法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)	
	政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者でない場合又は法第97条の2第1項第3号に該当しない場合	2,050円
	(法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)	

に改め、同表11の

項中「3,500円」を「2,250円」に改め、同表12の項中「、法」を「、」に、「又は法」を「又は」に、「第101の2の2第1項」を「第101条の2の2第1項」に改め、同表20の項中「国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する」を「運転免許に係る講習等に関する規則第8条第1項に規定する」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中12の項に係る部分及び20の項に係る部分は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。